

平成25年度 第27回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成26年3月17日（月）午前10時15分～正午

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 人事委員会規則等の改廃について（給与勧告関係）

議案第5号 人事委員会通知の一部改正について（勤務時間関係）

議案第6号 人事委員会通知の廃止について（臨時的任用職員関係）

5 議事の公開・非公開

議案第1号、4号、5号及び6号を公開とし、議案第2号及び第3号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事、鳥取県教育委員会及び鳥取県警察本部長から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

【知事分】

① 申請のあった職
保育士

② 採用予定者数
2名程度

③ 採用予定日
平成26年8月1日

④ 申請理由
平成25年度に実施した採用試験における採用予定者が辞退したことにより欠員が生じることから、採用者を確保する必要があるため。

⑤ 選定方法
知事部局において採用候補者選定のための試験を実施。

(1) 試験内容

ア 一次試験

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験（多肢選択式40問）
- ・専門試験：必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式40問及び記述式3問）
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

イ 二次試験

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・面接試験：人物・知識についての個別面接

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和54年4月2日以降に生まれた者

イ 資格

児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた者

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。

保育士については、平成25年度の競争試験により選抜された採用候補者4名のうち2名が採用を辞退し、平成26年度当初において2名の欠員を生ずることとなっているが、通常の競争試験（例年9月実施）によっては採用時期が遅くなるため、円滑な業務遂行の観点から、別途選考により速やかに欠員の補充を図る必要があることは理解できる。

また、選定方法も適当であると判断する。

【教育委員会分】

- ① 申請のあった職
文化財主事（任期付職員）
- ② 採用予定者数
2名程度
- ③ 採用予定日
平成26年6月1日
- ④ 申請理由
平成25年7月11日付第201300064350号で申請した文化財主事採用試験の結果、任期付職員については7名の合格者があったが3名の辞退者が出たため、再度試験を行うもの。
- ⑤ 選定方法
教育委員会において採用候補者選定のための試験を実施。
 - (1) 試験内容
 - ・専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式20問）
 - ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
 - ・実技試験：土器の実測に関する実技試験
 - ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験
 - (2) 受験資格
次のいずれかに該当する者
 - ・大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）した者
 - ・大学又は大学院を卒業（修了）したのち、発掘調査員に相当する職に6か月以上従事した経験のある者（ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。）※年齢要件なし
- ⑥ 人事委員会の判断
上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【警察本部分】

- ① 申請のあった職
警察官（経験者）
- ② 採用予定者数
5名程度
- ③ 採用予定日
平成26年7月15日
- ④ 申請理由
平成25年度警察官採用試験により、83人の合格者を決定したが、内定辞退者7人、採用辞退者15人の合計22人が辞退した。平成26年度当初の欠員は、現在のところ25人が見込まれており、かつて国又は他の公共団体において警察官として正式に採用されていた者を即戦力として経験者採用することにより警察官の不足を補完し警察業務の円滑な運営を図るため選考により採用したい。
なお、通常実施している平成26年度警察官Aの採用試験も並行して行っていくが、これらの採用者については、警察学校等における教養を1年3月受ける必要があり、仮に平成26年10月

に警察官Aを採用し、教養等を行っても、実際に単独で警察官として勤務できる状態となるのは平成27年12月末となる状況である。

⑤ 選定方法

警察本部において採用候補者選定のための試験を実施。

(1) 試験内容

- ・教養試験：警察官として必要な知識及び知能についての筆記試験（多肢選択式50問）
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査
- ・人物試験：個別面接による人物、専門的知識についての口述試験
- ・身体検査：職務遂行に必要な健康度等の検査

(2) 受験資格

- ア 平成26年4月1日現在59歳以下の者
- イ 国又は都道府県警察官として4年以上の勤務経歴を有し、巡査長、巡査部長又は警部補で勤務していた者（受験申込時に警察官として在職している者を除く。）

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であつて、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。

平成25年度警察官採用試験により新規採用しようとした83人のうち22人が辞退するなど平成26年度に向けて警察官の欠員の状況が深刻で、警察業務の円滑な運営のため別途警察官の補充が必要であることは理解でき、また、採用候補者の選定方法も適当であると判断する。

2 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 議案第4号

人事委員会規則の改廃について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 改廃する規則の名称

(1) 規則（廃止）

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則を廃止する規則

(2) 規則（改正）

ア 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

- ・職員の給与の支給に関する規則の一部改正
- ・管理職手当に関する規則の一部改正
- ・期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正
- ・へき地手当等に関する規則の一部改正
- ・特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部改正
- ・地域手当に関する規則の一部改正

イ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(3) 通知（改正）

「期末手当及び勤勉手当の運用について」の一部改正について

② 概要

- (1) 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則を廃止する規則
職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表に定める給料月額に乗じることとされる割合が改められたことに伴い、行政職5級相当（課長補佐級）以下と同6級相当（課長級）以上とで異なっていた当該割合が同一となった。これにより、他の職員との均衡を失うこととなる場合の給料月額調整を行う必要がなくなったため、当該調整について定めた規則を廃止するもの。
- (2) ア 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則
職員の給与に関する条例の一部が改正され、行政職6級相当以上かつ55歳を超える職員について、その給料・手当の月額が当分の間1.5%減額して支給されることとなったことに伴い、当該減額により必要とされる支給額の端数計算等について規定する。
イ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表が現行の国の俸給表に準じたものへ改定されたことに伴い、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するなど国に準じて昇格時号給対応表の見直しを行うもの。
- (3) 「期末手当及び勤勉手当の運用について」の一部改正について
(2)アにより期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則を改正し、当該手当額の額に1円未満の端数を生じた場合に当該通知で定めていた端数処理の規定を他の手当の規定方法に合わせ、当該規則で規定することとしたことに伴い、当該通知の該当規定を削除するもの。

③ 施行日
平成26年4月1日

5 議案第5号
人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- ① 改正する通知の名称
(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
(2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ② 概要
(1) 障害者自立支援法の改正に伴う所要の改正
平成25年4月1日付で「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされたことに伴い、法律名を引用する規定について所要の改正を行う。
- (2) 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設が新体系に完全に移行されたことに伴う所要の改正
平成24年4月1日付で、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設が新体系に完全移行されたことに伴い所要の改正を行う。
- (3) 介護保険法の一部改正に伴う所要の改正
平成24年4月1日付で介護保険法が一部改正されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の改正を行う。
- (4) 公益法人制度改革に伴う所要の改正
公益法人制度改革に伴い、財団法人ボーイスカウト日本連盟が公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に、社団法人ガールスカウト日本連盟が公益社団法人ガールスカウト日本連盟に移行したため、これらを引用する規定について所要の改正を行う。
- (5) 誤字の訂正
妊娠起因障害の例示として、「頸管無気力症」と規定しているが、「頸管無力症」の誤りであっ

たため、誤字の訂正を行う。

- ③ 施行日
公布日

6 議案第6号

人事委員会通知の廃止について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- ① 廃止する通知の名称

- (1) 「臨時的任用職員の職務に専念する義務の免除について」
(各任命権者宛平成23年3月18日付第20100199940号鳥取県人事委員会委員長通知)
- (2) 「臨時的任用職員の特別休暇について」
(鳥取県教育委員会宛平成23年3月18日付第20100199941号鳥取県人事委員会委員長通知)

- ② 廃止する通知の内容

臨時的任用職員が平成23年東北地方太平洋沖地震により滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合において、公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間について、職務に専念する義務の免除又は特別休暇の対象としたもの。

- ③ 廃止理由

本件については、任命権者が把握している限りでは適用事例もなく、震災から2年以上が経過し、規定の必要性が低くなっていることから、職員及び県費負担教職員については平成25年8月30日付で規定を削除したところであり、これに伴い、臨時的任用職員に係る通知を25年度末をもって廃止するもの。

7 次回の人事委員会の開催

平成26年3月28日（金）午後3時から開催することとした。